

小浜工房館の用途廃止について

1 概要

設置目的	小浜地域の歴史と街なみ形成について市民の理解を深めるとともに、本市の文化遺産である工房活動の伝承及び創造を図り、工房活動の情報発信するため、小浜地域の街なみ景観形成活動を推進する拠点施設として、宝塚市立小浜工房館（以下「工房館」という。）を設置		
所在地	宝塚市小浜5丁目15番2号		
敷地面積	615.51 m ²		
施設概要	建築形式 R C 平屋建て一部2階建 建築面積 423.82 m ² 延床面積 457.82 m ² 間取 ・大工房 121.5 m ² ・蔵（倉庫） 26.0 m ² ・中工房 50.7 m ² ・事務室 19.7 m ² ・小工房（和室） 25.9 m ² ・その他 187.92 m ² ・調理室 26.1 m ²		
開館日	平成13年（2001年）5月1日		
休館期間	平成28年（2016年）4月1日より休館、現在に至る。		

2 設置に至る経緯と管理運営体制

- (1) 小浜地域は、江戸時代に旧街道の要衝・宿駅・寺内町宿場町として栄えた地域。1723年頃、大工組「小浜組」が成立し、以降、小浜内部と近在の大工を統括していた。
- (2) 小浜地域には、こうした歴史文化や当時の街並みが残されていたこともあり、人々が訪れる本市の魅力のひとつとなっていた。
- (3) こうした魅力をさらに生かすため、平成5年(1993年)に、小浜区域街並み環境整備事業に着手した。道路の美装化や「小浜宿資料館」の建設に着手した。
- (4) 平成6年(1994年)には、宝塚市都市景観条例に基づく都市景観形成地域に指定する一方、旧建設省所管の国庫補助事業「街なみ環境整備事業」の採択を受け、計画的な事業執行の体制が整った。
- (5) また、同年に寄贈を受けた「旧山田邸」の建物を活用し、小浜地域の歴史を伝え、街なみの形成及び工房活動の伝承等を目的とした工房館を設置することを、地域の賛同も経て決定した。
- (6) しかし、平成7年（1995年）の阪神・淡路大震災により「旧山田邸」が被災し、同建物を活用した工房館建設が困難な状況となった。
- (7) このため、工房館を新設することとし、地域団体が参画しながら基本構想を策定し、施設管理のあり方の検討などを経て、平成13年（2001年）5月に開館に至った。
- (8) このように工房館の管理運営方針は、「地域全体の総意と協働」を前提として進められてきたことから、市はこの役割を担えるような公共的団体に委託して、管理運営を行

うことになった。

- (9) 具体的には、基本構想等に関わった「小浜自治会」「小浜小学校区まちづくり協議会」「小浜の街並みを愛する会」「小浜財産区管理会」等、小浜地域を中心とした地域団体等で結成された公共的団体である「小浜工房館運営委員会(以下「運営委員会」という。)」に管理運営を委託した。
- (10) その後、平成 18 年度(2006 年度)の指定管理者制度導入時においても、(8)と同様の趣旨から地域自らの運営が工房館の円滑な管理運営や活性化に資するとの判断で、指定管理者は非公募とし、引き続き「運営委員会」に委ねることとした。

3 休館に至った経緯

- (1) 「運営委員会」による工房館運営は、施設目的に資する各種事業やイベントを自主的、自律的に展開されてきた。
- (2) また、他の地域から来館した団体やグループに対し、工房館のみならず小浜地域全体を案内するなど積極的に対応し、地域の P R にも貢献してきた。
- (3) その一方で、平成 22 年(2010 年)に、地域内の他団体における会計処理を巡り、その代表と役員や「小浜自治会」内の役員などとの確執が顕在化してきた。
- (4) さらに平成 24 年(2012 年)には、利用グループによる和太鼓の騒音などを巡って近隣住民との軋轢も発生した。
- (5) 市は、これらの事案の発生時から「運営委員会」への指導や地域内団体の関係修復に努めたものの改善が進展しないなか、「運営委員会」から「小浜自治会」の役員、「小浜財産区管理会」「こども会」「老人会」などの有力団体が相次いで離脱するという事態に至った。
- (6) このように地域の分断と対立を招き、関係修復が困難となり、工房館の管理運営方針である「地域全体の総意と協働」という前提が回復できなくなってしまった。
- (7) 指定管理者選定委員会に対し、「運営委員会」が次期指定管理候補者としての適格性も含めて諮問したところ、「現在の指定管理者である小浜工房館運営委員会は次期指定管理者の候補者としてふさわしくない。」との答申がなされた。
- (8) 以上のように、工房館の適正かつ円滑な管理運営が見込めないと判断し、平成 27 年度末(平成 28 年 3 月 31 日)を以って工房館を休館した。

4 休館後の状況

- (1) 休館後は、平成 29 年(2017 年)7 月の再開を目指し、新たな管理運営体制の再構築に向けて、地域団体等との協議を重ねた。
- (2) 工房館の指定管理者の選定にあたっては、条例上非公募としており、地域で構成された運営組織であることを前提としている。
- (3) このため、新たな管理運営体制の構築のため、自治会をはじめ再開に向けた協議を重ねてきた。
- (4) しかしながら、自治会との協議では、①工房館の指定管理者としての管理運営や事業実施のノウハウを有していないこと、②地域内の分断が解決していないこと、③「運

「運営委員会」設立時の地域団体のメンバーの入れ替えなどもあり、地域住民のなかには工房館を地域の施設と認識していない、との意見も見受けられた。

- (5) さらに、新たな指定管理者として民間事業者を選定できないか可能性も模索した。その結果、現行の指定管理料より著しく増額となることが判明した。
- (6) 以上の経過から、「運営委員会」に代わる新たな管理運営体制も困難な状況となった。
- (7) 平成 28 年（2016 年）4 月に休館後、現時点で、3 年 7 箇月が経過している。

5 工房館を廃止する理由

- (1) 「運営委員会」は「地域の総意と協働」を形成できる団体とは言えず、故に工房館の施設目的を果たすことが困難

現在の「運営委員会」からは、既に多くの地域団体が離脱しており、施設運営において、地域全体の総意や協力関係を構築することが困難である。施設目的を実現することは困難と考えざるを得ない。

- (2) 「運営委員会」に代わる新たな公共的管理運営団体を再構築することも困難

4 (3) 及び (4) の経過から困難と考える。

- (3) 民間事業者による指定管理者の選定も困難

4 (2) 及び (5) の経過から困難と考える。

- (4) これ以上の休館は、市民サービスの向上に寄与せず施設のライフサイクルコストの増大を招く

3 年 7 箇月間、公の施設として機能せず、一定の管理費も要している。また、休館期間の長期化は施設の老朽化を促進させる。さらに、施設を利用できない状況が長期化していることを懸念する市民の声も高まりつつある。

6 用途廃止後の工房館のあり方について

- (1) 工房館は震災後の建築物で耐震基準も満たしている。また、築 18 年で、残存価値が高い建築物もある。
- (2) 工房館は小浜の街なみを形成している主要な建物もある。
- (3) こうした観点も踏まえ、令和元年（2019 年）7 月に策定した「公共施設保有量最適化方針」では、「あり方検討によっては、現在の機能は廃止しますが、建物は比較的新しいため、他の老朽化している施設の機能移転先として活用します。」としている。
- (4) 以上のことから、今後、公共施設マネジメント基本方針を踏まえ、新たな活用方策を検討する。検討にあたっては、地域住民の理解が不可欠であることから、まずは、工房館の用途廃止を行ったうえで、具体的な協議を進めて行く。

7 「工房館が果たしてきた役割」の今後について

- (1) 工房館の用途廃止により、「工房活動の伝承と創造」「小浜の街なみ形成活動」の拠点としての機能が低下することが否めない。
- (2) しかしながら、小浜地域の歴史文化や街並み景観を保全・活用していく取り組みは、今後も本市の課題といえる。

- (3) 工房館は、小浜の街なみを象徴する建物となっており、引き続き現有建物の活用をすることにより、地域の景観保全を図る。
- (4) 小浜の歴史文化の発信については、現地においては、引き続き小浜宿資料館がその役割を担うとともに、今後も引き続まち歩きイベントなど、小浜地域に関連した事業を継続していくことで、情報発信に努める。
- (5) 小浜地域の街なみ形成活動は、地域の主体的な活動を通じて、実践していくことが肝要である。今後も、地域の総意と協働のもとで活動が展開されていくことを注視するとともに、小浜地域が一体となって歴史文化の保全・活用に向けた取り組みを推進する場合には、市として適切な支援を検討していく。